

茨木市交通事故審査委員会要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市車両管理規程第22条第2項の規定に基づき、交通事故審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 委員会の組織は、次のとおりとする。

委員長 総務部担当副市長

副委員長 他の副市長

委員 総務部長 企画財政部長

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、事故運転者（以下「運転者」という。）の所属部長を委員とすることができる。

3 委員会に単独事故検討部会（以下「部会」という。）を置く。

4 部会の組織は、次のとおりとする。

部会長 総務部長

副部会長 企画財政部長

部会員 人事課長 財政課長

(審査対象事故)

第3 別表第1に定める事故については、委員会での審査対象とする。

2 別表第2に定める事故については、部会での審査対象とする。ただし、同表に定める事故であっても委員長が重大な事故と認めるものについては、委員会の審査対象とする。

3 別表第3に定める事故については、委員会及び部会の審査対象とせず、委員会が当該事故に関する報告を聴取するものとする。

(関係者の出席)

第4 委員会の会議には、運転者及びその所属長を出席させ、委員長が必要と認める場合は、その他事故関係者を出席させることができる。

2 部会の会議には、運転者の所属長を出席させる。ただし、運転者に過去3年の間に過失のある事故歴がある場合は運転者も出席させ、委員長が必要と認める場合は、その他事故関係者を出席させることができる。

(審査事項)

第5 委員会及び部会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) 事故の処理に関すること。

- (2) 事故の過失に関すること。
- (3) 市の賠償責任に関すること。
- (4) 市が受けた損害に対する損害賠償請求に関すること。
- (5) 職員に対する求償権に関すること。
- (6) その他委員会が必要と認める事項
(審査基準)

第6 委員会及び部会は、第5の各事項を次の基準に従い審査するものとする。

- (1) 事故の処理に関すること。
 - ア 事故発生時の状況
 - イ 事故の原因
 - ウ 被害状況
 - エ 事故発生後の処理
 - オ 事故の程度
- (2) 事故の過失に関すること。
 - ア 過失の程度
 - イ 職員の事故歴
 - ウ 事故の再発防止
- (3) 市の賠償責任に関すること。
 - ア 損害賠償額について
 - イ 損害賠償支払い方法について
- (4) 市が受けた損害に対する損害賠償請求に関すること。
 - ア 損害賠償請求額について
 - イ 損害賠償請求方法について
- (5) 職員に対する求償権に関すること。
 - ア 求償することが妥当か
- (6) 職員に対し与える注意の程度に関すること。
 - ア 別表第4に定める基準による
(市長への報告)

第7 委員長は、審査後その内容を市長に報告し、事故関係者の所属長及び総務部人事課長に送付するものとする。

(委員会及び部会の開催)

第8 委員会及び部会は、審査対象となる案件がある場合に原則として6か月に1回開催するものとする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、総務部が担当する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年10月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1

(1) 今回の交通事故が次に掲げる事故である場合

ア 人身事故

イ 市に過失のある物損事故（市単独の自損事故を除く。）

(2) その他委員長が必要と認める場合

別表第2

市単独の自損事故である場合

別表第3

(1) 市職員に全く過失のない物損事故である場合

(2) 交通事故以外の車両事故である場合

別表第4（運転者への注意）

注 意 の 程 度	判 定 資 料
所属長 注意	4点以内
所属長 嚴重注意	5点から8点以内
所属部長 注意	9点から12点以内
所属部長 嚴重注意	13点以上

備考

- 1 運転者が所属長の場合、所属長注意は所属部長注意、所属長嚴重注意は所属部長嚴重注意とする。
- 2 運転者が部長の場合、所属部長注意は所属担当副市長注意、所属部長嚴重注意は所属担当副市長嚴重注意とする。

[判定資料]

項目	1	2	3	4	5	点数
物 損 賠償額	5万円 未満	5～10 万円	10～20 万円	20～30 万円	30 万円以上	
人 身 事 故	治 療 1週間未満	1週間以上 1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上	致死又は 重度障害	
人 身 賠償額	20 万円未満	20～120 万円	120～1000 万円	1000～2000 万円	2000 万円以上	
過失の 程 度	相手方の 一方的過失	相手方の 過失大	双方半々の 過失	市職員の 過失大	市職員の 一方的過失	
事故歴	初 回	2回目			3回以上	